

令和7年11月11日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電子オルガン、電気シェーバー、自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1 件
（うち迅速継手（都市ガス用）1 件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 5 件
（うち電子オルガン1 件、電気シェーバー3 件、自転車1 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 10 件
（うちヘアドライヤー1 件、DVDレコーダー（ビデオ一体型）1 件、
リチウム電池内蔵充電器2 件、電気掃除機（自走式）1 件、
電動草刈機（充電式）1 件、ポータブルDVDプレーヤー1 件、
ノートパソコン1 件、バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1 件、
接続ケーブル（太陽光発電システム用）1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) ヤマハ株式会社が製造した電子オルガンについて

(管理番号：A202500815)

①事象について

学校でヤマハ株式会社（法人番号：3080401005595）が製造した電子オルガンを使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品の内部を焼損する火災が発生していました。

事故の原因は、現在、調査中ですが、電源アンプユニットに使用されているコンデンサから液漏れが起こり、基板上でトラッキングが発生し発煙に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

一般告知を行い、顧客からの連絡で電源アンプユニットの無償点検・部品交換の実施を行ってきましたが、対応の終了に伴い、使用の中止を依頼しています。

③対象製品：機種名、製造時期、対象台数

機種名	製造時期	対象台数
EL-90	1991年1月～1997年12月	54,586
EL-90I（アイボリー）	1991年1月～1997年12月	1,241
EL-70	1991年1月～1995年7月	15,486

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたもの）は、本件のみです。

【問合せ先】

事業者問い合わせ先電話番号

お客様コミュニケーションセンター エレクトーンご相談窓口

0120-138-808

受付時間：10:00～17:00（土・日・祝日・センター指定定休日を除く）

事業者リコール情報 URL

<https://www.yamaha.co.jp/service/2010/10090101.html>

(2) パナソニック株式会社が製造した電気シェーバー用USBケーブル（「電気シェーバー」として公表）について
（管理番号：A202500816、A202500818）

①事象について

パナソニック株式会社（法人番号：3120001236504）が製造した電気シェーバーに他社製のUSBケーブルを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生しました。

事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2025 年（令和 7 年）5 月 21 日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について過熱保護機能付USBケーブルへの無償交換を実施しています。

③対象製品：商品名、品番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	品番	製造番号	製造期間	対象台数
ラムダッシュ パームイン	ES-PV6A	230701 ～	2023年7月1日 ～	94, 747
	ES-PV3A	240509	2024年5月9日	90, 058
エントリーシェーバー3枚刃	ES-RT4AU	230301 ～	2023年3月1日 ～	56, 542
	ES-RT1AU	240731	2024年7月31日	132, 622

2025 年（令和 7 年）5 月 21 日からリコール（無償交換）を実施
交換率：18.9%（2025 年 11 月 9 日時点）

＜リコール対象製品での事故件数＞

対象製品におけるリコール対象の内容による 2023 年度以降の事故（消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたもの）は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2025年度	12	火災
2024年度	0	—
2023年度	0	—

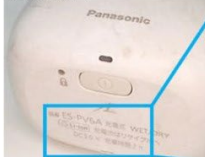
※当該事故（管理番号：A202500816、A202500818）は含まない。

＜対象製品の外観及び確認方法、対象製品の品番および製造番号の表示位置＞
ラムダッシュ パームイン

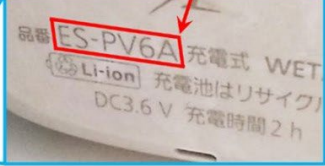
製品本体写真



①品番表示箇所
本体底面



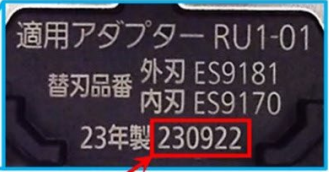
品番



②製造番号表示箇所



外刃フレームは ⇨ を押すことで外すことができます。



適用アダプター RU1-01
替刃品番 外刃 ES9181
内刃 ES9170
23年製 230922

製造番号

外刃フレームを外した状態 ⇩

エントリーシェーバー 3枚刃

製品本体写真



①品番表示箇所



品番



本体裏面



②製造番号表示箇所



<交換部品>

同梱のUSBケーブルを、無償で過熱保護機能付USBケーブルに交換します。
※見分け方：交換させていただく過熱保護機能付USBケーブルには、Type-C側のプラグ樹脂部分に、温度計マークがあります。

ラムダッシュ パームイン



エントリーシェーバー 3 枚刃



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う過熱保護機能付USBケーブルへの無償交換を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。また、取扱説明書にも記載の通り、USBソケットがぬれている状態での充電は行わないでください。

【問合せ先】

受付時間：9時～17時（土曜日、日曜日、祝日、事業者休日を除く）

電話番号：0120-870-070

オンライン受付フォーム：<https://www.panasonic.com/jp/company/living-appliances/shaver/2505/>

※24時間受付可能

ウェブサイト：https://www.panasonic.com/jp/company/living-appliances/product_information/c/2505.html

(3) ブリヂストンサイクル株式会社が販売した自転車について
(管理番号：A202500819)

①事件事象について

店舗の駐輪場でブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が販売した自転車をこぎ始めたところ、ハンドルがロックし、転倒、左足指を負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(※)を搭載した自転車で、後輪錠の摺動不全などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

(※)「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

消費者庁では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意喚起をしています。

○消費者庁（令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

また、消費者庁では、2020年（令和2年）6月24日、自転車に関する最近の消費者事故等の傾向を紹介するとともに、自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止するなど、注意を呼び掛けています。

○消費者庁（令和2年6月24日）

自転車に関する消費者事故等の傾向について一乗車前の点検を確実に行いましょう！

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_033/assets/caution_033_200624_0001.pdf

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、号機番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、 製造番号、号機番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」 を搭載した自転車・電動アシ スト自転車（販売：ブリヂス トンサイクル株式会社）	https://www.bscycle.co.jp/ pdf/important_20190624.pdf 参照	2003年9月 ～ 2015年5月	3, 164, 913
ハンドルロック「一発二錠」 を搭載した電動アシスト自転 車（販売：ヤマハ発動機株式 会社）	https://www.yamaha-motor.c o.jp/recall/pas/2019-06-24 /pdf/2019-06-24_list.pdf 参照	2004年10 月 ～ 2015年1月	266, 225
合 計			3, 431, 138

2019 年（令和元年）6 月 24 日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：25.9%（2025 年 6 月 11 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2025年度	0	—	2017年度	2	重傷
2024年度	5	重傷	2016年度	0	—
2023年度	2	重傷	2015年度	0	—
2022年度	4	重傷	2014年度	0	—
2021年度	22	重傷	2013年度	0	—
2020年度	43	重傷	2012年度	0	—
2019年度	59	重傷	2011年度	0	—
2018年度	1	重傷	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202500819）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック（一発二錠）の表示窓部のラベル色を御確認ください。
ハンドルロックの表示窓部が黒色ラベルの製品は、全てリコール対象です。
対象外製品の表示窓部のラベル色は「白色」です。

※ヤマハ発動機ブランドの場合、2004年10月～2015年1月の期間外に製造された「黒色」ラベルの製品については、対象外となります。対象製品であるかどうかの正確な判定には、「号機番号」による確認が必要です。



<車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



○ヤマハ発動機ブランドの場合



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：荒木、別所、上田

電話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担当：日野、山田、中谷

電話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500824	令和7年10月29日	令和7年11月7日	迅速継手(都市ガス用)	JG2000	株式会社ハーマン	火災	当該製品に接続しているガスこんろを点火したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500815	令和7年10月17日	令和7年11月6日	電子オルガン	EL-90	ヤマハ株式会社	火災	学校で当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品の内部を焼損する火災が発生していた。 事故の原因は、現在、調査中であるが、電源アンプユニットに使用されているコンデンサから液漏れが起こり、基板上でトラッキングが発生し発煙に至ったものと考えられる。	岐阜県	製造から25年以上経過した製品 令和7年10月30日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成22年9月1日からリコールを実施(特記事項を参照)
A202500816	令和7年10月25日	令和7年11月6日	電気シェーバー	ES-PV3A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブルを接続して充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品とUSBケーブルとの接続部を熔融する火災が発生していた。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂熔融に至ったものと考えられる。	東京都	令和7年5月21日からリコールを実施(特記事項を参照) 交換率:18.9%
A202500817	令和7年10月17日	令和7年11月6日	電気シェーバー	ES-PV3A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を熔融する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂熔融に至ったものと考えられる。	東京都	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500818	令和7年10月25日	令和7年11月6日	電気シェーバー	ES-PV3A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブルを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられる。	神奈川県	令和7年5月21日からリコールを実施 (特記事項を参照) 交換率:18.9%
A202500819	令和7年10月19日	令和7年11月6日	自転車	L263TP	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	店舗の駐輪場で当該製品をこぎ始めたところ、ハンドルがロックし、転倒、左足指を負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した自転車で、後輪錠の摺動不全などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	愛知県	令和元年6月24日からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率:25.9%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500811	令和7年10月24日	令和7年11月6日	ヘアドライヤー	火災	店舗で当該製品を使用中、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202500812	令和6年12月30日	令和7年11月6日	DVDレコーダー(ビデオ一体型)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和7年2月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年10月24日
A202500813	令和7年8月8日	令和7年11月6日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和7年8月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202500814	令和7年9月1日	令和7年11月6日	電気掃除機(自走式)	火災	当該製品を充電中、異臭に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年10月29日
A202500820	令和7年9月21日	令和7年11月7日	電動草刈機(充電式)	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品のシャフトが根元接合部で折れ、回転した刈刃が左足のすねに当たり、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岩手県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年10月31日
A202500821	令和7年9月29日	令和7年11月7日	ポータブルDVDプレーヤー	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年10月30日
A202500822	令和7年10月10日	令和7年11月7日	リチウム電池内蔵充電器	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和7年10月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年11月5日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500823	令和7年2月22日	令和7年11月7日	ノートパソコン	火災	当該製品の電源を入れたところ、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和7年7月31日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年4月21日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202500825	令和7年8月 ※不明	令和7年11月7日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	当該製品から発火する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和7年8月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年10月28日
A202500826	令和7年10月27日	令和7年11月7日	接続ケーブル(太陽光発電システム用)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし